

会員規約			
条項	条項	変更前	変更後
3条	入会・サービス利用資	<p>会員は、個人、法人のいずれも申込みことができます。なお、入会申込者が以下のいずれかに該当するときは、入会できません。</p> <p>(1) シェアカーの運転に必要な日本で発行された本人名義の運転免許証を有していない(サポートカー限定条件が付された運転免許証は、運転免許証を有していないときに該当する。)、また運転免許証を取得した日から1年を経過していないとき</p> <p>(2) 退会日から6か月を経過していないとき</p> <p>(3) 入会申込の際の申告事項に、虚偽あるいは誤りのある内容、または漏れがあったとき</p> <p>(4) 個人会員において入会申込の際に決済手段として当該入会申込者が届け出たクレジットカードが本人名義のものではないとき、法人会員において入会申し込みの際に決済手段として届け出た代表名義のコーポレートカード・ビジネスカードが代表者本人名義のもでないとき、クレジットカード会社により無効扱いとされているとき、当該クレジットカードの利用が停止されているとき(利用限度額の超過を含むがこれに限らない。)、当社が承認したクレジットカード会社のもでないとき、またはデビットカード等でクレジットカードでないものであるとき</p> <p>(5) 本規約または貸渡約款、その他当社との契約に違反したことがあるとき</p> <p>(6) 暴力団、暴力団関係企業、総会屋またはこれに準ずる構成員(以下「反社会的勢力」という。)であるとき</p> <p>(7) 法人会員において自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。)、または従業員が反社会的勢力であるとき</p> <p>(8) その他当社が会員として不適格と判断したとき</p>	<p>会員は、個人、法人のいずれも申込みことができます。なお、入会申込者が以下のいずれかに該当するときは、入会できません。</p> <p>(1) シェアカーの運転に必要な日本で発行された本人名義の運転免許証を有していないとき(サポートカー限定条件が付された運転免許証は、運転免許証を有していないときに該当する。)、また運転免許証を取得した日から1年を経過していないとき</p> <p>(2) 退会日から6か月を経過していないとき</p> <p>(3) 入会申込の際の申告事項に、虚偽あるいは誤りのある内容、または漏れがあったとき</p> <p>(4) 個人会員において入会申込の際に決済手段として当該入会申込者が届け出たクレジットカードが本人名義のものではないとき、法人会員において入会申し込みの際に決済手段として届け出た代表名義のコーポレートカード・ビジネスカードが代表者名義、法人名義、部署名義のもでないとき、クレジットカード会社により無効扱いとされているとき、当該クレジットカードの利用が停止されているとき(利用限度額の超過を含むがこれに限らない。)、当社が承認したクレジットカード会社のもでないとき、またはデビットカード等でクレジットカードでないものであるとき</p> <p>(5) 本規約または貸渡約款、その他当社との契約に違反したことがあるとき</p> <p>(6) 暴力団、暴力団関係企業、総会屋またはこれに準ずる構成員(以下「反社会的勢力」という。)であるとき</p> <p>(7) 法人会員において自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。)、または従業員が反社会的勢力であるとき</p> <p>(8) その他当社が会員として不適格と判断したとき</p>
5条	登録運転者の登録	<p>会員は、シェアカーを利用する者(会員自身を含む。)を登録運転者として当社に届け出て、当社の承認を得た上でこの登録運転者にシェアカーを利用させることができるものとします。この登録運転者についても、第3条第5号を除いて、第3条各号の会員の入会・サービス利用資格の規定を準用するものとします。</p> <p>2 前項の届け出は、会員が当社所定の「申込書」および当社が定める必要書類を当社に提出して申し込み方法、または当社の申込システムサイトに所定の事項を入力して申込みを行うものとし、当社は所定の審査を行い、これを承認したときに、会員に対し登録運転者数に応じた登録運転者IDを発行します。登録運転者IDの発行は運転免許証を取得してから1年を経過している登録運転者1名に対して1IDに限ります。</p> <p>3 登録運転者IDは、個人会員ID、法人会員IDそれぞれで発行することができるものとします。</p> <p>4 会員は、当社からの請求があるとき、自己の責任により、直ちに登録運転者の運転免許証等の提示に応じるものとします。</p> <p>5 会員は、登録運転者に関して当社に届け出た事項またはその運転免許証の内容等に変更が生じたときは、直ちに当社に届け出るものとします。</p> <p>6 会員は、前各号の登録運転者の届け出、変更に際しては、当該登録運転者の個人情報当社に通知されることにつき、あらかじめ会員の責任において、当該登録運転者の承諾を得ておくものとします。なお、登録運転者は、会員を経由して自らの運転免許証を当社に届け出すことで、上記の承認を行ったものとします。</p> <p>7 会員は、会員規約および貸渡約款ならびに利用規則に定めるシェアカーの利用者としての義務について、登録運転者をして遵守せしめるとともに、登録運転者が行った一切の行為について責任を負うものとします。</p>	<p>会員は、シェアカーを利用する者(会員自身を含む。)を登録運転者として当社に届け出て、当社の承認を得た上でこの登録運転者にシェアカーを利用させることができるものとします。この登録運転者についても、第3条第5号を除いて、第3条各号の会員の入会・サービス利用資格の規定を準用するものとします。</p> <p>2 前項の届け出は、会員が当社所定の「申込書」および当社が定める必要書類を当社に提出して申し込み方法、または当社の申込システムサイトに所定の事項を入力して申込みを行うものとし、当社は所定の審査を行い、これを承認したときに、会員に対し登録運転者数に応じた登録運転者IDを発行します。登録運転者IDの発行は運転免許証を取得してから1年を経過している登録運転者1名に対して1IDに限ります。</p> <p>3 登録運転者IDは、個人会員ID、法人会員IDそれぞれで発行することができるものとします。</p> <p>4 会員は、当社からの請求があるとき、自己の責任により、直ちに登録運転者の運転免許証等の提示に応じるものとします。</p> <p>5 会員は、登録運転者に関して当社に届け出た事項またはその運転免許証の内容等に変更が生じたときは、直ちに当社に届け出るものとします。</p> <p>6 会員は、前各号の登録運転者の届け出、変更に際しては、当該登録運転者の個人情報当社に通知されることにつき、あらかじめ会員の責任において、当該登録運転者の承諾を得ておくものとします。なお、登録運転者は、会員を経由して自らの運転免許証を当社に届け出すことで、上記の承認を行ったものとします。</p> <p>7 会員は、会員規約および貸渡約款ならびに利用規則に定めるシェアカーの利用者としての義務について、登録運転者をして遵守せしめるとともに、登録運転者が行った一切の行為について責任を負うものとします。</p> <p>8会員が体調不良その他の理由により自身での運転が困難となった場合であっても、予約した登録運転者およびホームページに定めた運転者交代の申請方法に基づき申請して当社が認めた運転者以外にシェアカーを運転させることはできません。</p>
6条	会員ID・登録運転者IDに関する承認事項	<p>会員は以下の事項を確認し、承認します。</p> <p>(1) 会員IDおよび登録運転者IDならびにそのパスワードを第三者に推測されにくい複雑なパスワードにする、ログイン状態の端末を第三者に利用させないようにする、第三者の端末を利用してログインした場合には利用後にログアウトする等、善良な管理者の注意義務をもって管理・使用するものとし、第三者に使用させたり、貸与等を行ってはならないものとします。</p> <p>(2) 会員IDおよび登録運転者IDならびにそのパスワードが第三者に使用されていることが判明したときは、直ちに当社にその旨を届け出るものとします。会員が前号に違反、あるいは当該届け出を怠りまたは遅延したことにより生じた損害は、会員の負担となります。</p> <p>(3) 登録運転者IDを利用した本サービスの利用は当該登録運転者に限ります。</p> <p>(4) 本サービスの利用、当社への照会および各種手続きにおいて、当社は会員または登録運転者本人であることを確認させていただくことがあります。このとき、会員は自らこれに協力するとともに、登録運転者にも協力させるものとします。</p> <p>(5) 本サービスに関する会員および登録運転者への連絡等は、当社のホームページに掲載し、または会員が当社に届け出した住所、電話番号、電子メールアドレスに対して行われます。</p> <p>(6) 当社が届け出の住所に宛てて発送した郵送物、または届け出の電子メールアドレス宛に送った電子メールは、それぞれ通常到達すべき時期に到達したものとみなします。</p> <p>2 当社は、以下のいずれかに該当するときは、当該会員または登録運転者の承認を得ることなく、付与したIDの使用を停止することがあります。</p> <p>(1) 電話、電子メール等の手段で会員または登録運転者に連絡できないとき</p> <p>(2) 当社からの連絡を拒否したとき</p> <p>(3) 死亡または行方不明となったとき</p> <p>(4) 第三者によりIDが不正に使用されているとき、またはその恐れがあると当社が判断したとき</p> <p>(5) 第12条記載の事案に該当したとき</p> <p>3 本条に基づく措置により当該会員または登録運転者が損害を被ったとしても、当社は何らの責任を負わないものとします。</p>	<p>会員は以下の事項を確認し、承認します。</p> <p>(1) 会員IDおよび登録運転者IDならびにそのパスワードを第三者に推測されにくい複雑なパスワードにする、ログイン状態の端末を第三者に利用させないようにする、第三者の端末を利用してログインした場合には利用後にログアウトする等、善良な管理者の注意義務をもって管理・使用するものとし、第三者に使用させたり、貸与等を行ってはならないものとします。</p> <p>(2) 会員IDおよび登録運転者IDならびにそのパスワードが第三者に使用されていることが判明したときは、直ちに当社にその旨を届け出るものとします。会員が前号に違反、あるいは当該届け出を怠りまたは遅延したことにより生じた損害は、会員の負担となります。</p> <p>(3) 登録運転者IDを利用した本サービスの利用は当該登録運転者に限ります。</p> <p>(4) 本サービスの利用、当社への照会および各種手続きにおいて、当社は会員または登録運転者本人であることを確認させていただくことがあります。このとき、会員は自らこれに協力するとともに、登録運転者にも協力させるものとします。</p> <p>(5) 本サービスに関する会員および登録運転者への連絡等は、当社のホームページに掲載し、または会員が当社に届け出した住所、携帯電話番号、電子メールアドレスに対して行われます。</p> <p>(6) 当社が届け出の住所に宛てて発送した郵送物、または届け出の電子メールアドレス宛に送った電子メールは、それぞれ通常到達すべき時期に到達したものとみなします。</p> <p>2 当社は、以下のいずれかに該当するときは、当該会員または登録運転者の承認を得ることなく、付与したIDの使用を停止することがあります。</p> <p>(1) 電話、電子メール等の手段で会員または登録運転者に連絡できないとき</p> <p>(2) 当社からの連絡を拒否したとき</p> <p>(3) 死亡または行方不明となったとき</p> <p>(4) 第三者によりIDが不正に使用されているとき、またはその恐れがあると当社が判断したとき</p> <p>(5) 第12条記載の事案に該当したとき</p> <p>3 本条に基づく措置により当該会員または登録運転者が損害を被ったとしても、当社は何らの責任を負わないものとします。</p>
9条	決済・利用料金等	<p>会員は、本サービスの利用に伴う入会金・固定料金・利用料金およびその他費用を、個人会員については、当社に届け出た本人名義のクレジットカード決済によるものとし、法人会員については、指定口座振替、当該法人代表名義のコーポレートカード・ビジネスカード決済、請求書による決済、当社指定の集金代行サービスによるものとします。</p> <p>2 本サービスの利用に伴う入会金・固定料金・利用料金およびその他費用の詳細については、別に当社が定める料金表によるものとします。なお、入会金、固定料金、利用料金およびその他費用について変更するときは、変更日の14日前までに、第6条第1項第5号により告知します。会員が当該変更日までに第13条に基づき退会しない場合には、当該変更に同意したものとみなします。</p> <p>3 当社は、毎月末日をもって当該月に請求する入会金・固定料金・利用料金およびその他費用を締切り、これを集計します。ただし、第12条の定めにより会員契約の解除、登録運転者の登録取消し、あるいは会員または登録運転者に対して本サービスの利用が停止された場合、および第13条の定めにより退会手続によって会員契約が終了した場合において、請求となるその他費用を確認したときは、直ちに全ての債務を集計し、登録されていた決済方法により請求できるものとします。</p> <p>4 当社は、その月の期中に会員の指定したクレジットカードについての有効性確認、およびその月の請求予定額についての与信確認(与信枠の仮押さえ)を行うことがあります。この確認の結果、クレジットカードの与信枠不足が判明したとき、当社がその他会員の信用状況に懸念があるものと判断したときは、当社は会員または登録運転者に対して本サービスの提供を当社が必要と認める期間停止することができるものとします。なお、既に予約がされているときであっても、当社は予約を取消することができるものとします。</p> <p>5 本規約の定めるところにより、本サービスの提供の中断、利用を停止された場合であっても、固定料金の支払いは免除されないものとします。</p> <p>6 会員と銀行またはクレジットカード会社の間において、利用料金等の支払を巡って紛争が発生したときは、会員は自己の費用と責任によりこれを解決するものとし、当社に一切迷惑をかけないものとします。</p> <p>7 指定口座振替またはクレジットカード決済を行っている場合、当社が銀行またはクレジットカード会社に所定額の請求をできなかつたときは、会員は当社からの請求に従い、直ちに不足額を当社に支払うものとします。</p> <p>8 会員は、本条第4項に基づく与信確認の履歴等がクレジットカードの支払明細等に表示される場合があることを異議なく承諾します。</p>	<p>会員は、本サービスの利用に伴う入会金・固定料金・利用料金およびその他費用を、個人会員については、当社に届け出た本人名義のクレジットカード決済によるものとし、法人会員については、指定口座振替、当該法人代表名義、法人名義または部署名義のコーポレートカード・ビジネスカード決済、請求書による決済、当社指定の集金代行サービスによるものとします。</p> <p>2 本サービスの利用に伴う入会金・固定料金・利用料金およびその他費用の詳細については、別に当社が定める料金表によるものとします。なお、入会金、固定料金、利用料金およびその他費用について変更するときは、変更日の14日前までに、第6条第1項第5号により告知します。会員が当該変更日までに第13条に基づき退会しない場合には、当該変更に同意したものとみなします。</p> <p>3 当社は、毎月末日をもって当該月に請求する入会金・固定料金・利用料金およびその他費用を締切り、これを集計します。ただし、第12条の定めにより会員契約の解除、登録運転者の登録取消し、あるいは会員または登録運転者に対して本サービスの利用が停止された場合、および第13条の定めにより退会手続によって会員契約が終了した場合において、請求となるその他費用を確認したときは、直ちに全ての債務を集計し、登録されていた決済方法により請求できるものとします。</p> <p>4 当社は、その月の期中に会員の指定したクレジットカードについての有効性確認、およびその月の請求予定額についての与信確認(与信枠の仮押さえ)を行うことがあります。この確認の結果、クレジットカードの与信枠不足が判明したとき、当社がその他会員の信用状況に懸念があるものと判断したときは、当社は会員または登録運転者に対して本サービスの提供を当社が必要と認める期間停止することができるものとします。なお、既に予約がされているときであっても、当社は予約を取消することができるものとします。</p> <p>5 本規約の定めるところにより、本サービスの提供の中断、利用を停止された場合であっても、固定料金の支払いは免除されないものとします。</p> <p>6 会員と銀行またはクレジットカード会社の間において、利用料金等の支払を巡って紛争が発生したときは、会員は自己の費用と責任によりこれを解決するものとし、当社に一切迷惑をかけないものとします。</p> <p>7 指定口座振替またはクレジットカード決済を行っている場合、当社が銀行またはクレジットカード会社に所定額の請求をできなかつたときは、会員は当社からの請求に従い、直ちに不足額を当社に支払うものとします。</p> <p>8 会員は、本条第4項に基づく与信確認の履歴等がクレジットカードの支払明細等に表示される場合があることを異議なく承諾します。</p>

貸渡約款

条項	区分	変更前	変更後
5条	保証事項	<p>会員および登録運転者は、シェアカーの借り受けに際して以下の事項を、当社に保証するものとします。</p> <p>(1) シェアカーの運転に必要な資格の運転免許を有していること、および運転免許証について会員規約に従い変更、更新等の通知がなされていること</p> <p>(2) 予約した登録運転者およびホームページに定めた運転者交代の申請方法に基づき申請して受理されたもの以外に運転させないこと</p> <p>(3) シェアカーの利用時に酒気を帯びてないこと</p> <p>(4) 麻薬、覚醒剤、シンナー等による中毒症状等が一切ないこと</p> <p>(5) 運転に支障のある薬を服用していないこと、医師から運転を控えるよう指示されていないこと、その他運転するにあたっての健康上の支障がないこと</p> <p>(6) シェアカーの利用時に6才未満の幼児を幼児用補助装置なしで同乗させないこと</p> <p>(7) 交通法規を遵守してシェアカーを運転すること</p> <p>(8) 当社に届け出た電話番号、電子メールアドレスが有効な状態であり、当社から連絡することができる状態であること</p> <p>(9) 当社に届け出たクレジットカードが有効期限内であること、クレジット会社から無効扱いとされていないこと、利用が停止されていないこと、および与信枠が十分に確保されていること</p> <p>(10) 会員規約第12条に定める会員資格等の取消し、本サービスの利用停止の事由に該当しないこと</p> <p>2 当社は、会員または登録運転者が前項各号に反することが判明した場合には、予約の拒絶または予約の取消し、貸渡契約の締結を拒絶または貸渡契約の解除をすることができるものとします。</p>	<p>会員および登録運転者は、シェアカーの借り受けに際して以下の事項を、当社に保証するものとします。</p> <p>(1) シェアカーの運転に必要な資格の運転免許を有していること、および運転免許証について会員規約に従い変更、更新等の通知がなされていること</p> <p>(2) 予約した登録運転者およびホームページに定めた運転者交代の申請方法に基づき申請して受理されたもの以外に運転させないこと</p> <p>(3) シェアカーの利用時に酒気を帯びてないこと</p> <p>(4) 麻薬、覚醒剤、シンナー等による中毒症状等が一切ないこと</p> <p>(5) 運転に支障のある薬を服用していないこと、医師から運転を控えるよう指示されていないこと、その他運転するにあたっての健康上の支障がないこと</p> <p>(6) シェアカーの利用時に6才未満の幼児を幼児用補助装置なしで同乗させないこと</p> <p>(7) 交通法規を遵守してシェアカーを運転すること</p> <p>(8) 当社に届け出た携帯電話番号、電子メールアドレスが有効な状態であり、当社から連絡することができる状態であること</p> <p>(9) 当社に届け出たクレジットカードが有効期限内であること、クレジット会社から無効扱いとされていないこと、利用が停止されていないこと、および与信枠が十分に確保されていること</p> <p>(10) 会員規約第12条に定める会員資格等の取消し、本サービスの利用停止の事由に該当しないこと</p> <p>2 当社は、会員または登録運転者が前項各号に反することが判明した場合には、予約の拒絶または予約の取消し、貸渡契約の締結を拒絶または貸渡契約の解除をすることができるものとします。</p>
13条	禁止行為	<p>会員または登録運転者は、シェアカーの借受期間中、次の行為をしてはならないものとします。</p> <p>(1) 当社の承認および道路運送法に基づく許可等を受けることなく、シェアカーを自動車運送事業またはこれに類する目的に利用すること。</p> <p>(2) シェアカーを車両としての利用目的以外に使用すること。</p> <p>(3) 予約した登録運転者、ホームページに定めた運転者交代の申請方法に基づき申請して受理されたもの以外に運転させること。</p> <p>(4) シェアカーを転貸し、または担保の用に供する等の行為をすること。</p> <p>(5) シェアカーの自動車登録番号標または車両番号標を偽造もしくは変造、あるいはシェアカーを改造もしくは改装をする等、その原状を変更すること。</p> <p>(6) シェアカーに搭載されている車両情報システムの機器に変造を加えること、または不正・不要な操作を行うこと。</p> <p>(7) 当社の承認を受けることなく、シェアカーを各種テストもしくは競技に利用し、または他車の牽引もしくは後押しに利用すること。</p> <p>(8) 法令または公序良俗に違反してシェアカーを利用すること。</p> <p>(9) 積雪時や降雪地帯においてスタッドレスタイヤが装着されていないシェアカーを利用すること。当社の許可を得ずにシェアカーにチェーンを装着すること、またはスタッドレスタイヤに交換すること。</p> <p>(10) 当社の承諾を受けることなく、シェアカーについて損害保険に加入すること。</p> <p>(11) シェアカーを日本国外に持ち出すこと。</p> <p>(12) シェアカー内で喫煙すること、ペットを同乗させること。</p> <p>(13) シェアカーに灯油、およびガソリン等の危険物、ならびに放射性物質および感染症の検体等当社または他の会員に危害若しくは健康被害を及ぼすおそれのある物品を持ち込むこと。</p> <p>(14) 不規則な運転（妨害運転、蛇行運転、急加速、不必要な急停車等を含むがこれに限られず、交通法規上違法であることを要しない。）、不適切な駐停車（当該場所の公有・私有を問わない）等周辺環境の安全、他の会員または登録運転者などに支障を来す行為を行うこと。</p> <p>(15) その他シェアカー内で異臭を発生させること、汚損すること、物品等の放置などにより他の会員および登録運転者に迷惑を及ぼす行為をすること。</p> <p>(16) 貸渡契約の伴わない過度の予約の取消、変更を繰り返すこと。</p>	<p>会員または登録運転者は、シェアカーの借受期間中、次の行為をしてはならないものとします。</p> <p>(1) 当社の承認および道路運送法に基づく許可等を受けることなく、シェアカーを自動車運送事業またはこれに類する目的に利用すること。</p> <p>(2) シェアカーを車両としての利用目的以外に使用すること。</p> <p>(3) 予約した登録運転者、ホームページに定めた運転者交代の申請方法に基づき申請して受理されたもの以外に運転させること。</p> <p>(4) シェアカーを転貸し、または担保の用に供する等の行為をすること。</p> <p>(5) シェアカーの自動車登録番号標または車両番号標を偽造もしくは変造、あるいはシェアカーを改造もしくは改装をする等、その原状を変更すること。</p> <p>(6) シェアカーに搭載されている車両情報システムの機器に変造を加えること、または不正・不要な操作を行うこと。</p> <p>(7) 当社の承認を受けることなく、シェアカーを各種テスト、競技、またはこれらに類する演出性や危険性を伴う行為（例：急ハンドル、急発進、急ブレーキ、急操作等を繰り返す運転）に使用すること、またはそれらの行為を撮影・配信する目的で使用すること、他車の牽引または後押しに利用すること、シェアカーを広告、宣伝、プロモーション、営業活動その他営利目的で使用すること。</p> <p>(8) 法令または公序良俗に違反してシェアカーを利用すること。</p> <p>(9) 積雪時や降雪地帯においてスタッドレスタイヤが装着されていないシェアカーを利用すること。当社の許可を得ずにシェアカーにチェーンを装着すること、またはスタッドレスタイヤに交換すること。</p> <p>(10) 当社の承諾を受けることなく、シェアカーについて損害保険に加入すること。</p> <p>(11) シェアカーを日本国外に持ち出すこと。</p> <p>(12) シェアカー内で喫煙すること、ペットを同乗させること。</p> <p>(13) シェアカーに灯油、およびガソリン等の危険物、ならびに放射性物質および感染症の検体等当社または他の会員に危害若しくは健康被害を及ぼすおそれのある物品を持ち込むこと。</p> <p>(14) 不規則な運転（妨害運転、蛇行運転、急加速、不必要な急停車等を含むがこれに限られず、交通法規上違法であることを要しない。）、不適切な駐停車（当該場所の公有・私有を問わない）等周辺環境の安全、他の会員または登録運転者などに支障を来す行為を行うこと。</p> <p>(15) その他シェアカー内で異臭を発生させること、汚損すること、物品等の放置などにより他の会員および登録運転者に迷惑を及ぼす行為をすること。</p> <p>(16) 貸渡契約の伴わない過度の予約の取消、変更を繰り返すこと。</p>